明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月二十二日

埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目二七番一号　大宮タクシー株式会社イースタン

代表取締役　古知愛一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月二十二日

千葉県松戸市紙敷八六三番地　マツドタクシー株式会社イースタン

代表取締役　古知愛一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年一月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月二十二日

東京都文京区小石川一丁目二一番一四号　日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

代表取締役　吉田　一正

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月二十二日

東京都足立区中川二丁目一番二一号　イースタン交通株式会社

代表取締役　古知愛一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月二十二日

大阪市住吉区長居西三丁目五番一〇号　三和交通株式会社

代表取締役　古知愛一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月二十二日

和歌山市小雑賀字小物成六七七番地一　伸光タクシー株式会社

代表取締役　古知愛一郎

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年一月二十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十二月二十二日

岩手県釜石市鈴子町二番一四号　太洋商事株式会社

代表取締役　鈴木　明

合併につき株券等提出公告

当社は、福岡商事株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十二月二十二日

熊本市紺屋今町二番二三号　株式会社コーヨー虎の子ホケンセンター

代表取締役　澁谷　和夫

限定承認公告

本籍埼玉県川口市大字安行領根岸一八二八番地三、最後の住所埼玉県川口市大字安行領根岸一八二八番地の四

被相続人　亡　佐藤　盛

右被相続人は平成二十一年三月十八日死亡し、その相続人は平成二十二年十二月七日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月二十二日

埼玉県川口市大字安行領根岸一八二七番地の二三　相続財産管理人　芦谷　幸子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年一月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月二十二日

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

代表取締役　古知愛一郎

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金の額を、効力発生日を平成二十三年一月二十四日として金二千万円減少し、金三十三億九千七百三十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月二十日

掲載頁　九十九頁（号外第一五一号）

平成二十二年十二月二十二日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　全盛特定目的会社

取締役　藤田　収二

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

余剰金（特定資産の売却金及び特定資産からの収入として当社に交付された金銭及びその他の方法で当社が受領した金銭から、特定社債の元利金及び資産流動化計画に基づく借入の元利金の支払、その他必要費用及び準備金の積立額を控除した後の残余金をいう。以下同じ。）の分配

二、優先資本金の額の減少をする要件

余剰金の計算を行い取締役が簡易減資消却が適当であると判断した場合、初年度からの余剰金の累計額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、その他取締役がその判断により（α）当社の維持・運営にかかる債務の支払、（β）各種積立金の積立て、（γ）利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除したもの。以下、「減資消却可能額」という。）について、優先資本金の額を減少する。

三、優先資本金の額の減少をする時期

右記二、の取締役の判断がされた後六箇月以内に行う。

四、減少する優先資本金の額

一億四千万円

五、消却する優先出資の種類

当社が発行する優先出資は一種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少の対象となる。

六、消却する優先出資の口数の計算方法

左記七、記載の方法による。

七、優先出資の消却の方法

左記の計算式に基づいて、全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償手続で簡易減資消却を行う。

$$\text{各優先出資社員の消却口数} = \frac{\text{減資消却可能額（円）}}{\text{優先出資の発行済総口数（既に減資消却された分を除く）}} \times \text{各優先出資社員の保有口数}$$

（小数点以下切捨て）

八、優先資本金の額の減少において消却に要する金額

一億四千万円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社が発行する優先出資は一種類であり、当該優先出資が優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十二年十二月二十二日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号　江戸見坂特定目的会社

取締役　福永　隆明

正　誤

ページ	段	行	誤	正
六下		三	社会保障協定	社会保障
四五下		三	に下に	の下に

（原稿誤り）

平成二十二年十一月二十九日（号外第二百四十九号）文部科学省告示第百六十号（学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

公布文部科学省令第二十二号（社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令）

◉号外　十二月二十二日付第二七一号
付第二七三号一二八ページ
付衆会第六号四八ページ

号四八ページ●同日付第二七二号二八八ページ●同日
●同日付政府調達第二四〇号六四ページ●十一月四日

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）